

北 監 第 32 号
令和 5 年 9 月 25 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

随時監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査を、別紙「実施計画書」のとおり実施しますので通知します

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 (議選監査委員)

対象事項及び範囲

政策財政課に関する事業及び防災関連の設備と備品管理について
(令和 4 年度及び令和 5 年度分)

実施日

令和 5 年 11 月 9 日 (木) 午前 9 時 30 分

実施場所

北方町役場 委員会室 及び 監査対象地内

基本方針・着眼点

- ・ふるさと納税の実績と今後の方針について
- ・町民へのバス助成、タクシー助成の実績と効果について
- ・企業誘致の実績と今後の方策について
- ・D X 推進の進捗状況と計画について
- ・防災対策事業に関する予算と、設備・備品の管理について

提出資料

- ・監査の対象となる資料 予算、実績、計画書等 (各 3 部)
- ・事業に関する契約書等
- ・その他必要な資料

出席依頼者氏名

政策財政課長、総務危機管理課長、担当者

北 監 第 37 号
令和 5 年 11 月 15 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

随時監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第5項による随時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項

- ・ ふるさと納税の実績と今後の方針について
- ・ 町民へのバス助成、タクシー助成の実績と効果について
- ・ 企業誘致の実績と今後の方策について
- ・ DX推進の進捗状況と計画について
- ・ 防災対策事業に関する予算と、設備・備品の管理について

実施日

令和5年11月9日（木）

実施場所

北方町役場 委員会室 及び 監査対象地内

監査の結果

対象事項について、関係書類等の提出、現地視察及び担当者から説明を求めて監査した結果概ね適正に行われていると認められるが、意見の内容については以下の監査意見書に記述する。

監 査 意 見 書

北方町監査委員 横 山 治
北方町監査委員 石 井 伸 弘

令和5年11月9日に、地方自治法第199条第4項による定期監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意 見

1. 政策財政課が行う事業等について

ふるさと納税については、地元の返礼品選定に苦勞しながらも、工夫をしながら運営しているのが理解できた。今後も他市町等を参考にしながら、検討を続けていてもらいたい。タクシー助成については年々利用が増えていると報告を受け、制度が町民に浸透しつつあると思われる。この制度を利用できる、町内の介護タクシー等の福祉車両が増えてくると町民の利便性も上がると思われるので、それらを所有する個人も含めた事業所に制度への参加を促してもらいたい。企業誘致については、大企業の誘致が一段落したと思われるので、次は個人等が自宅やアパートなどでも起業する際の助成制度についても、継続して研究を進めてもらいたい。最後に、高齢者向けのスマートフォン教室がたいへん盛況であることについて、この結果を公表してたいへん意義のある政策であることをアピールすることが、町民の方に必要性を感じてもらう効果が期待でき、今後行っていくDX推進にも有効であると考え次第である。

2. 防災対策事業について

防災対策事業の予算については、国からの補助金等を活用して適正に執行されていると認められる。防災倉庫には食料等の備品が保存しており、使用期限や賞味期限の更新及び発電機等機器の点検などは担当者によって管理されていることが確認できた。各防災倉庫の備蓄の種類や数については、今後も根拠を持って入れ替えや修正を行ってもらいたい。また、スマートフォンの充電用道具など、現状にあった備品の購入についても検討願いたい。

以上